

食べきり・使いきりメニューコンテスト 入賞者が決まりました

【担当課】 リサイクル清掃課 ☎03-5654-8273

食品ロス(食べられるのに廃棄されている食品)を削減するため、食材を無駄なく使いきる料理レシピを募集した結果、39作品の応募があり、次の方々が入賞しました(敬称略)。

審査：東京聖栄大学・東京聖栄大学附属調理師専門学校

最優秀賞

ヘルシードライカレー

クックネーム：ひろひろかあぶ



優秀賞

野菜の皮はりはり漬け

クックネーム：3ママ



超かんたん！がんも軸

幼保連携型認定こども園すなはら
大森 典代



リーちゃん賞

食パン耳で食べ応え倍増！
キャベツ抜きお好み焼き
クックネーム：ひなぶう

切り干し大根のカレー炒め
クックネーム：レモンおばさん

野菜たっぷりスパニッシュ風
オムレツ
クックネーム：narako

ねぎ味噌クッキー
クックネーム：そあ保育園

余った野菜でザクザク刻み
ピクルス
大城 ことは

彩りあっさり夏バテ防止スープ
クックネーム：
認定こども園 すなはら

野菜くずのかき揚げ
堀内 祐樹



◀葛飾区ごみ減量・
3R推進キャラクター
リー(Ree)ちゃん

入賞レシピは区ホームページの他、10月14(金)～
31(月)の間、次の場所でもご覧になれます。

- ▶かつしかエコライフプラザ(立石1-9-1)
- ▶リサイクル清掃課(区役所4階409番)



▲区ホームページ

10・11月は東京都の「里親月間」 11月は児童虐待防止推進月間です

養育家庭(里親)体験発表会

里親制度の紹介の他、養育家庭を経験されている里親の方が、体験談や養育家庭の大切さ、その思いなどをお話しします。個別相談会も実施します。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

【日時】 11月13日(日) 午後2～4時

【会場】 ウィメンズパル(立石5-27-1)

【定員】 50人

【保育】 1歳以上就学前のお子さん6人

【その他】 手話通訳あり

【申込方法】 電話かファクス・メール(「養育家庭(里親)体験発表会」・住所・氏名・電話番号、保育希望の方はお子さんの名前と年齢を記入)で。

【申し込み・担当課】

子ども家庭支援課 ☎03-3602-1386 FAX03-3602-1392

✉113000@city.katsushika.lg.jp



▲区ホームページ

養育家庭(里親)とは

さまざまな理由から家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせず一定期間養育していただく家庭のことです。

学区や地域に養育家庭が増えることで、子どもたちが地域を離れずに、家庭と同じ環境で生活できます。



かつしか区民大学 第8期区民運営委員会委員を募集

かつしか区民大学講座の企画・運営を行います。葛飾区の良い所を紹介したい方や地域活動に興味がある方などを募集します。

申し込みを希望する方は説明会への参加が必要です。説明会に参加された方を対象に後日面接を行います。

【対象】 区内在住・在勤・在学 18歳以上の方

【説明会日時・会場】 下表のとおり

【申込方法】 ①は11月4日(金)午後5時まで、②は11月11日(金)午後5時まで、③は11月18日(金)午後5時までに、電話かメール(「運営委員説明会」・希望日(①～③のいずれか)・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号を記入)で。オンライン申請可。

【担当課】 生涯学習課 ☎03-5654-8475

✉301000@city.katsushika.lg.jp



▲オンライン申請

日程	会場
① 11/6(日)	新小岩地区センター(新小岩2-17-1)
② 11/14(月)	ウィメンズパル(立石5-27-1)
③ 11/19(土)	亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)

いずれも午後2～4時

住宅デー 住まいの何でも相談

増築・改築など住まいに関する相談に応じます。
木工教室や飲食模擬店なども行います(内容は会場によって異なります)。

【日程】 10月下旬～11月上旬

【会場】 公園など区内各所

詳しくは東京土建葛飾支部ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

ホームページは順次更新されます。

【問い合わせ】 東京土建葛飾支部 ☎03-5698-1261

【担当課】 すぐやる課



▲ホームページ

広告 内容については広告主にお問い合わせください

「生前贈与・遺産分割対策の無料個別相談会」開催

10月29日(土)、30日(日) かつしかシンフォニーヒルズで開催! 非課税枠の有効活用方法などアドバイス

WEBからの
申込はコチラ
から



参加無料・要予約
円滑に財産を残すために
今、実践できる対策とは？
自分の資産はできるだけ多く、子どもや孫などに残したいもの。もたらう人が喜んでもくれる顔を見るのはうれしすぎる。通常、お金の株・不動産など、価値のあるものを生前に贈与する時は、亡くなった後に払う相続税より、多くの税金が相対的に減る。相続税の税率は、また、相続税の税率を調査の際に間違った贈与を申告や過少申告の指摘を受けることも想定されます。そこで「相続東京相談センター」千代田区丸の内1-8-3(5288)では、10月29日(土)・30日(日)の午前9時30分～午後5時(希望の日時に申し込みを)に、個々の悩みや不安を解決するための無料相談会をかつしかシンフォニーヒルズ別館1階ロース・カトリア(葛飾区立石6-34-1)で開催。相談会では、相続税軽減効果のある暦年贈与や生命保険の非課税枠など、上手な有効活用方法やポイント・注意などについて、経験豊富なファイナンシャルプランナーなどがアドバイスします。この機会に気軽に参加を。
【予約・申し込み】
相談会事務局(わかば企画内)0120-6611-3
3月9日まで(受付時間午前10時～午後5時)※個人情報保護は受け付けに利用しません